



# ひとり親家庭を応援しています!

児童福祉課児童福祉係 ☎ (63)2172  
児童育成係 ☎ (63)2174

## 対象家庭への支援制度のご案内

### 対象となる児童

- 18歳になって最初の3月末日まで
- 父母が離婚をした
- 父または母が死亡した
- 母が婚姻せずに出産した
- その他(父または母の障害・遺棄・拘禁・生死不明等)

### ○児童扶養手当・児童育成手当

母子家庭・父子家庭等で対象となる児童の面倒を見ている母または父、父母に代わって面倒を見ている人(養育者)に対して支給します。

※次の場合には手当が支給されません。

- ① 父・母・養育者が遺族・障害・老齢年金を受けられる場合や、児童が労災の遺族補償を受けている場合など。
- ② 母または父が婚姻(事実上の婚姻関係にある場合も含む)をした場合など。

### 手当の額(月額)

児童1人の場合 41,720円

※児童が2人以上の場合は、加算額があります。

※所得制限により、手当の停止・減額があります。

※平成20年4月分から、手当受給

開始から5年、または離婚などから7年(いずれか早いほう)の期間が経過した人について、手当の減額除外の手続きが必要です。

### ○ひとり親家庭医療費助成

母子家庭・父子家庭等で対象となる児童の面倒を見ている母または父とその児童に対して、病院にかかったときの医療費を助成する制度です。

※こちらは、年金等を受給しているも対象になります。

※母または父が婚姻(事実上の婚姻関係にある場合も含む)をした場合などは、助成が受けられません。

※所得の制限はありません。

### 現在、制度を利用している人へ

児童扶養手当・児童育成手当の現況届提出とひとり親家庭医療費の更新の手続きが、8月にあります。

該当者には8月当初に通知を郵送します。

◇制度内容や資格についての詳しい内容のお問い合わせ・ご相談は、児童福祉課へ。

## 家庭相談室

悩みがあったらご相談ください。

(63) 2177

電話相談や家庭訪問をしています。



## 母子寡婦福祉資金貸付制度

経済的な自立やお子さんの就学などでお金が必要になったとき、資金の貸付等の相談に応じています。

## 母子家庭・父子家庭・寡婦対象日常生活支援制度

一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣しています。(有料)

## 母子家庭就労支援事業

- ① 就労支援のためのセミナーの開催や各種情報の提供など就労支援を行います。
- ② 就職に有利な資格・技能の資格を取得する時、経済的な給付制度があります。(平成20年度から一部制度が変わりました)
  - ・ 自立支援訓練給付金…対象講座の受講料の2割(上限10万円)を支給
  - ・ 高等技能訓練促進費…2年以上の修学を必要とする資格取得について、修業期間の最後の1/3(上限12か月)について修業支援手当を支給し、修了後に入学支援修了一時金(1回限り)を支給

	修業支援手当	入学支援修了一時金
市民税非課税世帯	月額 103,000円	51,500円
市民税課税世帯	月額 51,500円	25,000円

※事前に相談が必要です。詳しくは、家庭相談室(市役所本館1階)へお問い合わせください。